平成２７年（フ）第６９号
長野県佐久市中込3137番地１　米井武人
債務者　大瀧　惠子
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月17日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第１０４２６号
東京都葛飾区東金町７丁目２－６－201
債務者　目澤千加子
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４６４号
神奈川県横浜市港北区大倉山１丁目11－３－303
債務者　永島麻由実
１　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９２号
東京都府中市若松町１丁目20番地の５グランドリド402
債務者　小澤　　敬
１　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２１４４号
横浜市中区新山下３丁目14番１－305号
債務者　高田マリアこと　グアナンバル　ロヨラ　デ　タカダ　グレゴリア　マリア
１　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１７号
釧路市阿寒町富士見14線23番地29
債務者　中村　和洋
１　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１３９号
沖縄県うるま市字兼箇段239番地
債務者　上運天厚次
１　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１４０号
沖縄県うるま市字兼箇段239番地
債務者　上運天いずみ
１　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１０３７８号
神奈川県川崎市川崎区殿町１丁目14－４－201　ライフレビュー川崎殿町　安田方
債務者　坂下すみ子
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０９３号
神奈川県大和市中央林間西４丁目26番28号　グリーンビレッジＡ205
債務者　下山　　誠（旧姓中野）
１　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６号
大分県杵築市大字相原495番地22
債務者　手水　和善
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第４９１号
静岡県湖西市梅田942番地の２　アーバンハイツＢ－106
債務者　荒木　直也
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５０３号
静岡県浜松市天竜区春野町気田173番地の５
債務者　梅谷　康博
１　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第２８０７号
神奈川県川崎市中原区下小田中２丁目33番36号
破産者　マイクロテクノ株式会社
１　決定年月日　平成27年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３５９号
東京都世田谷区下馬６丁目16－10－612
破産者　増子　義晃
１　決定年月日　平成27年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２５１号
東京都八王子市上柚木３丁目16－１－804、開始決定時の住所東京都八王子市上柚木３丁目18－206
破産者　堀　　淳也
１　決定年月日　平成27年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６５４号
東京都杉並区荻窪５丁目21番16号
破産者　合同会社ＷＡＳ　Ｄｅｓｉｇｎ　Ｏｆｆｉｃｅ
１　決定年月日　平成27年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部